

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エルサルバドル	サンミゲル市フランシスコ・ガビデア国立劇場音響及び照明機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	サンミゲル市フランシスコ・ガビデア国立劇場音響及び照明機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	38,700千円 H19.3.31まで (H19.3.12)	H18.10.23 東京で (H19.3.12)	日本側 麻生太郎外務大臣 エルサルバドル側 フランシスコ・エスチバレン・ライーネス・リバース外務大臣	H19.3.28 178号
エルサルバドル	日本・中米友好橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	日本・中米友好橋建設計画を実施するために必要な 1. 橋梁及び取付道路の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	650,000千円 (H19年度 191,000千円) H20.3.31まで (H20年度 346,000千円) H21.3.31まで (H21年度 113,000千円) H22.3.31まで	H19.6.11 サンサルバドルで (H19.8.27)	日本側 細野昭雄在エルサルバドル大使 エルサルバドル側 エドゥアルド・カリックス外務次官	H19.9.6 516号
エルサルバドル	サンサルバドル市国立劇場音響及び照明機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	サンサルバドル市国立劇場音響及び照明機材整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	73,900千円 H20.3.31まで	H19.7.20 サンサルバドルで (H19.11.29)	日本側 細野昭雄在エルサルバドル大使 エルサルバドル側 エドゥアルド・カリックス外務次官	H19.12.13 674号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。